

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

規 則

鳥取県立公文書館管理規則(広報文書課)

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

訓 令

鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程の一部を改正する訓令(広報文書課)

人委規則

職員職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

鳥取県立公文書館管理規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、鳥取県立公文書館(以下「公文書館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする事とした。

二 開館時間(第二条関係)

1 公文書館の開館時間は、午前九時から午後五時(土曜日にあつては、正午)までとする事とした。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができるものとし、あらかじめその旨を掲示するものとする事とした。

三 休館日(第三条関係)

1 公文書館の休館日は、次のとおりとする事とした。

(一) 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

(二) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(三) 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができるものとし、この場合には、あらかじめその旨を掲示するものとする事とした。

四 閲覧の申込み(第四条関係)

公文書等を閲覧しようとする者は、あらかじめ所定の閲覧申込書を提出しなければならない事とした。

五 館外貸出しの制限

- 1 公文書等の館外貸出しは、知事が特にその必要があると認めて許可した場合のほか、行わないものとした。
- 2 館外貸出しの許可を受けようとする者は、所定の申込書を提出しなければならないこととした。

六 行為の制限等(第六条関係)

公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならないものとし、知事はこれに違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができるものとした。

- (一) 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (二) 公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (三) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (四) その他知事が別に定める行為

七 雑則(第七条関係)

この規則に定めるもののほか、公文書館の管理に關し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

八 施行期日

この規則は、平成二年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

- 一 広報文書課で保存する文書のうち、完結後相当年数を経過した文書その他知事が別に定める文書は、公文書館に引継ぎ、保存するものとした。
- 二 この規則は、平成二年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 一 本庁に關する事項
- 1 広報文書課の内部組織のうち行政情報室を行政情報係に改めることとした。(第六条関係)
- 2 国民年金課の内部組織のうち裁定第一係と裁定第二係を裁定係に統合するとともに、管理係を新設することとした。(第六条関係)

二 地方機關に關する事項

鳥取県立公文書館を新設することとした。(第二十七条、第二十八条関係)

三 その他

麻薬取締法の題名改正及び鳥取県美容師美容師試験委員の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成二年十月一日から施行することとした。ただし、三は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 組織改正に伴う規定の整備

公文書館の設置に伴い、鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程に基づく知事の権限に属する事務のうち、公文書館への文書の引継ぎ等の事務を課長専決事項とすることとした。

2 権限の委譲に伴う規定の整備

過疎地域における県税の課税免除に関する条例に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長に委任することに伴い、所要の改正を行うこととした。

3 法令改正等に伴う規定の整備

(一) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち、向精神薬卸売業者等の免許、これらの者の業務の監督等に関する事務を部長専決事項及び課長専決事項とすることとした。

(二) 理容師法及び美容師法に基づく知事の権限に属する事務のうち、厚生大臣が指定した試験機関の事務規程の変更に對して意見を述べること等の事務を課長専決事項とすることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 組織改正に伴う規定の整備

公文書館の設置に伴い、鳥取県立公文書館管理規則に基づく知事の権限に属する事務を公文書館長に委任することとした。

2 権限の委譲に伴う規定の整備

過疎地域における県税の課税免除に関する条例に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長に委任することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成二年十月一日から施行することとした。ただし、一の3及び4並びに二の3は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 利子補給率を次のとおり改定することとした。(第二条、附則第三項、第六項、別表関係)

資金の区分	利子補給率 (パーセント)			
	農協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合	農協同組合が農業協同組合等に貸し付ける場合	農協同組合連合会等が農業協同組合等に貸し付ける場合	農協同組合等に貸し付ける場合
	現行	改正後	現行	改正後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金				
(二) 農機具の取得に要する資金			年一・七五	年一・七
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金				
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの				
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年二・八五	年二・九五	年二・八五	年二・九五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金			年一・七五	年一・七
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金				
(八) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(六)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・八二五パーセント、現行年〇・七七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	年三・四七五	年三・五二五		
(九) 転作を行う者が貸し付ける(一)に掲げる資金(市町村が年〇・七パーセント)の利子補給をする場合に限る。	年三・九五	年三・六五		

<p>(甲) 転作を計画的集団的に推進するために貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・六五パーセント)の利子補給をする(現行年〇・六パーセント)の場合に限る。</p>	<p>(乙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画を除く)に即して行われる事業に必要な資金で知事の定めるもの</p>	<p>(丙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る)に即して行われる事業で、転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・七パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(丁) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る)に即して行われる事業で、転作を計画的集団的に推進するために貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・五五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>
	年二・八五	年三・九五	
	年二・九五	年三・六五	
	年一・八五		年二・四
	年一・九五		年二・四七五
年一・五	年一・〇		年一・五五
年一・五五	年一・一五		年一・六七五

二 融資機関が、一の区分された農業部門の経営を自ら行う農業後継者たる農村青年に対し、農業施設の改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八二五パーセント(現行年〇・七七五パーセント)の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・五二五パーセント(現行年三・四七五パーセント)に引き上げることとした。(第二条関係)

三 融資機関が、畜産業経営に伴って公害を発生させ、又は発生

させるおそれがあるものに対し、当該公害防止に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年〇・六六パーセント(現行年〇・六二パーセント)の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・六九パーセント(現行年三・六三パーセント)に引き上げることとした。(第二条関係)

四 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者で農業後継者の確保等のために農家住宅の改良等を必要とするものに対し、当該改良等に必要な資金を貸し

付ける場合において、関係市町村が年一・五七五パーセント（現行年一・四七五パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年四・二七五パーセント（現行年四・一七五パーセント）に引き上げることとした。（第二条関係）

五 農業協同組合連合会が、農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等を図るためにその飼養管理を預託する農業協同組合等に対し、預託牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の県の利子補給率を年一・九パーセント（現行年一・八五パーセント）に引き上げることとした。（第二条関係）

六 地域農業総合整備計画の知事の承認期限を平成七年三月三十一日（現行平成二年三月三十一日）まで延長することとした。

七 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金について、融資機関が農協等に貸し付ける場合の貸付利率及びこれに対する県の利子補給率を次のとおり引き上げることとした。

資金の種類	貸付利率（パーセント）		利子補給率（パーセント）	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
肉畜育成団地の造成に要する資金	年五・〇	年五・二五	年一・八五	年一・九

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県立公文書館管理規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立公文書館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成二年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。）第四条の規定に基づき、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 公文書館の開館時間は、午前九時から午後五時（土曜日において、正午）までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、

臨時に開館時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(閲覧の申込み)

第四条 公文書等(条例第二条に規定する公文書等をいう。以下同じ。)

を閲覧しようとする者は、様式第一号による閲覧申込書を知事に提出しなければならない。

(館外貸出しの制限)

第五条 公文書等の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、知事が特にその必要があると認めて許可したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第二号による館外貸出申込書を知事に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第六条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。

三 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 前三号に定めるもののほか、知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、公文書館の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

閲覧申込書

職氏名 殿
鳥取県立公文書館管理規則第4条の規定により、次のとおり公文書等を閲覧したいので、申し込みます。

年 月 日

申込者 住所 氏名

閲覧目的	整理記号	文 書 名	出	納
	閲覧文書			

注 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

館外貸出申込書

職氏名 殿
鳥取県立公文書館管理規則第5条の規定により、次のとおり公文書等の館外貸出しの許可を受けたいので、申し込みます。

年 月 日

申込者 住所 氏名
連絡先号
(電話番号)



利用目的	管理方法	整理記号	文 書 名	貸出期間
		貸出文書		

館長 次長 主任 担当

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

第三十九条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定により保存する文書のうち、完結後相当年数を経過した文書その他知事が別に定める文書は、同項の文書の保存に関する規程の定めるところにより、これを公文書館に引継ぎ、保存するものとする。

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 削除（第二十七条・第二十八条）」を「第三款 公文書館（第二十七条・第二十八条）」に改める。

第六条第一項の表総務部の広報文書課の項中「行政情報室」を「行政情報係」に改め、同表民生部の国民年金課の項中「裁定第一係・裁定第二係」を「管理係・裁定係」に改める。

第九条広報文書課の項に次の一号を加える。

二十一 公文書館に関すること。

第十条の二衛生課の項第六号中「覚醒剤」を「向精神薬、覚せい剤」に改める。

第十八条の表鳥取県麻薬中毒審査会の項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改め、同表鳥取県理容師美容師試験委員の項を削る。

第四章第二節第三款を次のように改める。

第三款 公文書館

（名称及び位置）

第二十七条 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成二年三月鳥取県条例第六号）第二条の規定により設置された公文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立公文書館	鳥取市

(分掌事務)

第二十八条 公文書館は、歴史資料として重要な県の公文書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もつて学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること。
- 三 公文書等に関する調査研究に関すること。
- 四 県の施策その他県政に関する情報の提供に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

第七十三条第二項の総務課の項第三号中「覚醒剤」を「向精神薬、覚せい剤」に改める。

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第十条の二、第十八条及び第七十三条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄第十号(三)中「編さん簿冊名」を「簿冊名」に改め、同号(四)及び(六)を次のように改め、同号中(七)を削り、(八)を(七)とする。

(四) 第十五条の規定による第一種の文書の公文書館への引継ぎ又は当該文書を引続き保存する旨の決定

(六) 第十六条の規定による第二種及び第三種の文書の廃棄、当該文書を引続き保存する旨の決定又は当該文書の公文書館への引継ぎ若しくは引継いだ旨の通知

別表第三税務課の項部長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第四号中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改め、同号(一)中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に、「麻薬卸売業等」を「麻薬卸売業者等」に改め、同号(二)中「麻薬卸売業等」を「麻薬卸売業者等又は向精神薬卸売業者等」に改め、同号中(三)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第五十一条第二項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し又は向精神薬に関する業務の停止の命令

(三) 第五十一条第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の

登録の取消し

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 麻薬及び向精神薬取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許
- (二) 第四条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の交付
- (三) 第九条第二項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書替え交付
- (四) 第十条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付
- (五) 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の許可
- (六) 第三十五条第三項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告
- (七) 第四十六条第二項の規定による麻薬卸売業者が最初に所有した麻薬の品名等の厚生大臣への報告
- (八) 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許
- (九) 第五十条の四において準用する第四条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の交付
- (十) 第五十条の四において準用する第九条第二項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書替え交付
- (十一) 第五十条の四において準用する第十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付
- (十二) 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録
- (十三) 第五十条の七において準用する第四条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の交付

神薬試験研究施設設置者の登録証の交付

(四) 第五十条の七において準用する第九条第二項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の書替え交付

- (五) 第五十条の七において準用する第十条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付
- (六) 第五十条の二十二第二項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告
- (七) 第五十条の二十四第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生大臣への報告
- (八) 第五十条の二十六第四項の規定による薬局開設者等からの別段の申出があつた旨等の公示
- (九) 第五十条の二十七第一項の規定による麻薬卸売業者等からの報告の徴収又は麻薬業務所等の立入検査、関係者への質問若しくは麻薬等の収去の実施
- (十) 第五十条の二十八の規定による向精神薬の保管の方法の変更等の命令
- (十一) 第五十条の二十九の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令又は当該営業所の使用の禁止の決定
- (十二) 第五十条の三十の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令
- (十三) 第五十八条の二第二項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生大臣への報告
- (十四) 第五十八条の六第一項、第四項又は第八項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立会う職員の決定又は麻薬中毒者の厚生大臣への報告

(四) 第五十八条の八第一項又は第六項の規定による麻薬中毒者の入院の決定又は措置入院者の退院若しくは入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

(五) 第五十八条の九第二項において準用する第五十八条の八第六項の規定による措置入院者の入院期間延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

(六) 第五十八条の十一の規定による措置入院者の所持品の保管の実施

(七) 第五十八条の十二第一項本文の規定による措置入院者の退院の決定

(八) 第五十八条の十五の規定による麻薬中毒者医療施設の行った医療についての審査等の事務の委託

(九) 第五十八条の十六の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求若しくは診療録等の実地検査の実施又は麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令若しくは一時差止め

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十一号を次のように改める。
二十一 理容師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による理容師の免許

(二) 第四条の五第三項の規定による指定試験機関の名称等の変更の公示

(三) 第四条の九第二項の規定による指定試験機関の事務規程の変更についての厚生大臣への意見の提出

(四) 第四条の第十二項の規定による指定試験機関の事業計画及び収支予算の作成等の変更についての許可に係る厚生大臣への意見の提出

(五) 第四条の十二第二項の規定による必要な措置をとるべき旨の指示

(六) 第四条の十三第二項の規定による試験事務の状況に關し必要な報告の請求又は当該試験事務を取扱う事務所の立入検査の実施

(七) 第四条の十四第三項の規定による指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止等の許可に係る厚生大臣への意見の提出

(八) 第四条の十七第一項又は第三項の規定による指定試験機関の試験事務の全部若しくは一部の休止等に伴う当該試験事務の実施又はその旨の公示

(九) 第五条第一項の規定による理容師の免許に關する事項の登録

(一〇) 第十条第一項の規定による理容師の免許の取消し

(一一) 第十一条の三第二項の規定による講習会の指定

(一二) 第十四条の二の規定による業務の停止等の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与（地方機関等決裁規則別表第二保健所長の項第三十二号(五)の規定により保健所長に委任された事務を除く。）

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十二号(一)中「入学料等」を「面接指導の方法」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「第七条第二項又は第三項」を「第七条」に改め、「免許証の」の下に「交付、」を加え、同号中(三)とし、(四)を(三)とする。

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十三号及び第二十四号を削

り、同欄第二十五号(二)を次のように改める。

(二) 第四条の五第三項の規定による指定試験機関の名称等の変更の

公示

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十五号中(五)を(三)とし、(三)の前に次のように加える。

(二) 第十二条の二第二項の規定による講習会の指定

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十五号中(四)を(三)とし、(三)を(五)とし、(二)の次に次のように加え、同欄中同号を第二十三号とする。

(三) 第四条の九第二項の規定による指定試験機関の事務規程の変更
についての厚生大臣への意見の提出

(四) 第四条の十第二項の規定による指定試験機関の事業計画及び収
支予算の作成等の許可に係る厚生大臣への意見の提出

(五) 第四条の十二第二項の規定による必要な措置をとるべき旨の指
示

(六) 第四条の十三第二項の規定による試験事務の状況に関し必要な
報告の請求又は当該試験事務を取扱う事務所の立入検査の実施

(七) 第四条の十四第三項の規定による指定試験機関の試験事務の全
部又は一部の休止等の許可に係る厚生大臣への意見の提出

(八) 第四条の十七第一項又は第三項の規定による指定試験機関の試
験事務の全部若しくは一部の休止等に伴う当該試験事務の実施又
はその旨の公示

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十六号(一)中「第一条第二項
又は第三項」を「第一条」に改め、「免許証の」の下に「交付、」を加
え、同号(二)を削り、同号(三)中「入学料等」を「面接指導の方法」に改め、

同号中(三)を(二)とし、同号に次のように加え、同欄中同号を第二十四号と
する。

(三) 第八条の二第一項の規定による他の都道府県知事の免許を受け
た美容師の免許の取消し又は業務停止の処分をしたときの免許を
与えた都道府県知事への通知

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄中第二十七号及び第二十八号を
削り、第二十九号から第三十七号までを四号ずつ繰り上げる。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取規則第
五十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二中大阪事務所長の項の次に次のように加える。

公文書	鳥取県立公文書館管理規則(平成二年九月鳥取県規則第四十七 号)に基づく知事の権限に属する事務
館長	

別表第二県税事務所長の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の
一号を加える。

三 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年十
月鳥取県条例第四十九号)に基づく知事の権限に属する事務

別表第二保健所長の項中第三十四号の次に次の一号を加える。
三十四の二 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則
第二十三号)第十三条又は第十四条の規定による実地習練の届出書

の記載事項の変更の届出又は実地習練終了等の届出の受理
別表第二保健所長の項中第三十七号の次に次の一号を加える。
三十七の二 鳥取県美容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則

第二十四号)第十三条又は第十四条の規定による実地習練の届出書の記載事項の変更の届出又は実地習練終了等の届出の受理

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第一条中別表第三衛生課の項の改正規定及び第二条中別表第二保健所長の項の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・七七五パーセント」を「年〇・八二五パーセント」に、「年三・四七五パーセント」を「年三・五二五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・六二パーセント」を「年〇・六六パーセント」に、「年三・六三パーセント」を「年三・六九パーセント」に改め、同条第四項中「年一・四七五パーセント」を「年一・五七五パーセント」に、「年四・一七五パーセント」を「年四・二七五パーセント」に改め、同条

第五項中「年〇・七七五パーセント」を「年〇・八二五パーセント」に、「年三・四七五パーセント」を「年三・五二五パーセント」に改め、同条第六項中「年一・一パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年三・九五パーセント」を「年三・六五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・六パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・六パーセント」を「年〇・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同条第九項中「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附則第三項中「平成二年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年一・〇パーセント」を「年一・一五パーセント」に改める。

附則第四項中「年一・一パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年三・九五パーセント」を「年三・六五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・五二五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・四七五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・五二五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・六七五パーセント」に改める。別表第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に改め、同表第五号中「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「年五・〇五パーセント」を「年五・二五パーセント」に改める。

別表第二中「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資

金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第4号

鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（第十二条ただし書を除く。）」を削り、「が所管課長」を「及び公文書館長がそれぞれ所管課長及び広報文書課長」に改め、

「文書保存倉庫（所管課長の所管に係るものを除く。以下「倉庫」という。）において」を削る。

第七条第一項中「倉庫」を「文書保存倉庫（以下「倉庫」という。）」に改める。

第七条の二中「倉庫」を「保管庫」に改める。

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、所管課長は、当該文書を常時使用することその他特別の事由により引続き所管課において保管する必要があると認めるときは、広報文書課長の承認を受けて、期間を定めて、引続き所管課において保管することができる。

第十一条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により所管課において文書を保管する期間（以下「保管期間」という。）は、当該文書の保存期間を超えることができない。

第十二条の前の見出しを「（保管文書の引継ぎ）」に改め、同条中「第八条から第十条までの規定により整理した文書」を「保管期間が満了した文書」に改め、同条ただし書を削る。

第十三条を削る。

第十四条の前の見出しを削る。

第十四条に見出しとして「（倉庫における文書の保存）」を付し、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公文書館において保存する文書）

第十四条 規則第三十九条の三第二項に規定する知事が別に定める文書は、次に掲げる文書とする。

一 第一種の文書のうち起算日から二十年を経過した文書

二 第二種及び第三種の文書のうち保存期間が経過した文書で歴史資料

として重要なもの

第十四条の二を削る。

第十五条の前の見出しを削る。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（第一種の文書の公文書館への引継ぎ）

第十五条 前条第一号に規定する文書は、公文書館に引継いで保存するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広報文書課長は、所管課長から当該文書に係る事務が継続していることその他特別の事由により引続き倉庫に保存する必要がある旨の申出があつた場合においてやむを得ないと認めるときは、期間を定めて、引続き倉庫に保存することができる。

3 広報文書課長は、第一項の規定により公文書館長に文書を引継ぐときは、当該文書に、第五号の二様式による公文書館引継簿冊目録を添えて、公文書館長に提出しなければならない。

（第二種及び第三種の文書の廃棄等）

第十六条 第二種及び第三種の文書で当該文書に係る保存期間が経過したものは、広報文書課長が廃棄するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広報文書課長は、所管課長から当該文書に係る事務が継続していることその他特別の事由により引続き保存する必要がある旨の申出があつた場合においてやむを得ないと認めるときは、期間を定めて、引続き倉庫に保存することができる。

3 広報文書課長は、第一項の規定により文書を廃棄しようとするときは、第五号の三様式による廃棄対象簿冊目録を公文書館長に提出しなければならない。

4 公文書館長は、前項の目録に記載された文書が第十四条第二号に規定する文書に該当すると認めるときは、広報文書課長に対し、当該文書の引継ぎを求めることができる。

5 広報文書課長は、前項の規定により公文書館長から引継ぎの請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、当該文書を公文書館に引継がなければならぬ。

6 広報文書課長は、前項の規定により公文書館は文書を引継いだときは、その旨を所管課長に通知しなければならない。

第十七条第一項及び第二項中「倉庫」の下に「又は公文書館」を、「広報文書課長」の下に「又は公文書館長」を加える。

第十八条中「但し」を「ただし」に、「があつて総務部長の決裁を受けたときは」を「により広報文書課長又は公文書館長がやむを得ないと認めるときは、」に改める。

第十九条中「広報文書課」を「広報文書課長又は公文書館長」に、「速かに」を「速やかに」に改める。

第二十三条中「陸運事務所」を削る。

第二十四条（見出しを含む。）中「陸運事務所長」を削る。

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第五号の二様式

公文書館引継簿冊目録

広 報 文 書 課

整理記号			簿 冊 名	所属年(度)	冊数	備 考
部	目	番 号				

第五号の三様式

廃棄対象簿冊目録

広 報 文 書 課

整理記号				簿 冊 名	所属年(度)	冊数	備 考
部	目	保存種別	番 号				

この訓令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

大阪事務所		
所長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	長	一種
次	長	三種

を

公文書館		大阪事務所		
館長	長	所長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	長	一種
次館長	長	次館長	長	二種
				三種

に改める。

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「行政情報室長」を削り、同表知事の

事務部局の項中

大阪事務所	所長	次長	部長
-------	----	----	----

を

大阪事務所	所長	次長	部長
公文書館	館長	次長	

に改める。

附 則

この規則は、平成二年十月一日から施行する。